

令和5年度

第4回恵那市介護保険事業計画策定委員会

日時 令和5年12月22日（金）13：30～

場所 恵那市役所 会議棟 大会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

(1) パブリックコメントの結果について [報告事項]

実施期間 令和5年11月10日（金）から11月30日（木）まで

意見件数 なし

(2) 介護保険給付費の見込みと介護保険料について [協議事項]

資料1：P.3～11

参考資料1：P.12

(3) 計画の推進体制について [協議事項]

資料2：P.13

4. その他

5. 閉会

**恵那市介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会、介護保険事業計画策定委員会
委員名簿**

[任期 令和5年7月19日～令和7年3月31日]

(敬称略、順不同)

区分	no	選出団体等	氏名	備考
被 保 険 者 委 員	1	恵那市壮健クラブ連合会	山田 忠	
	2	恵那市シルバー人材センター	大木 八重子	
	3	公募	鈴木 裕子	
	4	公募	上野 たき子	
学 識 経 験 者	5	恵那市社会福祉協議会	松原 淑明	
	6	恵中医会	長谷川 核三	会長
	7	恵南医会	前野 禎	
	8	恵那歯科医師会	篠原 勝彦	副会長
	9	民生委員・児童委員協議会	鈴木 弘二	
介 護 サ ー ビ ス 提 供 事 業 者	10	未来設計おひさま	西尾 由香	
	11	藤の里「結い」小規模多機能ホーム	山本 徳二	
	12	中部デイサービスみさと	野田 充	
	13	特別養護老人ホーム明日香苑	島崎 太郎	
	14	介護老人保健施設ひまわり	水野 修宏	
	15	グループホームいわむらの憩	勝 由美子	
諸 団 体	16	恵那市シルバー人材センター	鈴木 隆文	
	17	みさと愛の会	坪井 弥栄子	
	18	恵那市障がい者団体連絡協議会	三宅 弘文	
事 務 局	19	医療福祉部長	鷹見 健司	
	20	〃 次長兼福祉事務所長	古山 小百合	
	21	高齢福祉課長	樋田 正志	
	22	地域包括支援センター所長	早川 みどり	
	23	高齢福祉課課長補佐兼介護保険係長	鈴木 衛功	
	24	〃 高齢福祉係長	宮川 慎二	
	25	〃 介護保険係担当係長	山田 耕司	

1 保険料設定の考え方

(1) 給付と負担の関係

65 歳以上の介護保険料（第 1 号被保険者の保険料）は、市町村（保険者）ごとに決められ、その額は、その市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。したがって、市の介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなります。サービスの利用量を多く見込めば保険料は上がり、利用量を少なく見込めば下がることとなります。

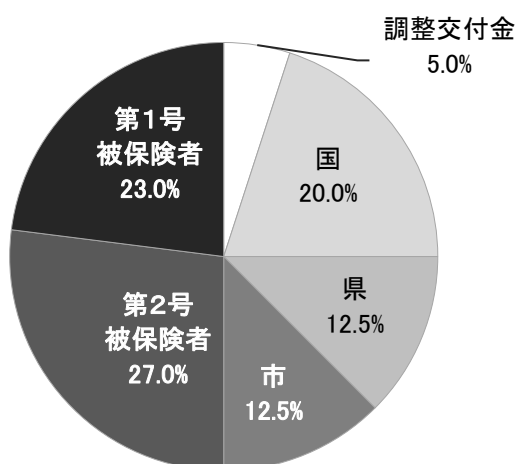
(2) 第 9 期【令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度】計画の財源構成

① 介護給付費の財源構成

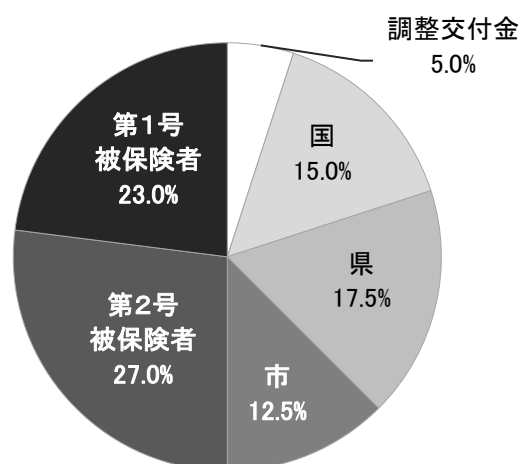
介護給付費の財源は、基本的に、50.0%を公費で賄い、残りの 50.0%は 65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳～64 歳の第 2 号被保険者が負担する保険料で構成されます。居宅給付費に係る公費分の負担割合は、国が 20.0%、調整交付金*が 5.0%、県と市が 12.5%ずつとなります。また、施設等給付費に係る公費分の負担割合は、国、県、市がそれぞれ、15.0%、17.5%、12.5%、調整交付金*が 5.0%となります。

第 1 号被保険者の保険料と第 2 号被保険者の保険料の割合は、全国平均でみて 1 人あたりの保険料額が第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の間で同一水準となるよう、全国ベースの人数比率で決める仕組みとなっており、令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度の 3 年間については、第 1 号保険料が 23.0%、第 2 号保険料が 27.0%と定められています。

■居宅給付費



■施設等給付費



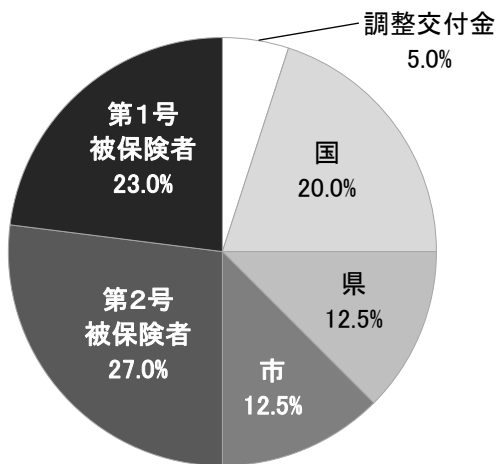
<素案>

② 地域支援事業の財源

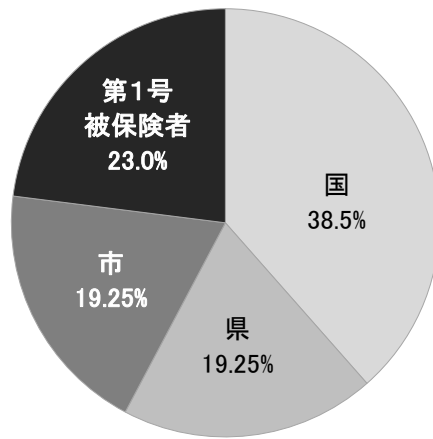
介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、国が 20.0%、調整交付金[※]が 5.0%、県と市の公費負担がそれぞれ 12.5%、残りの 50.0%が 65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳～64 歳の第 2 号被保険者が負担する保険料で構成されます。

包括的支援事業・任意事業では、第 2 号被保険者の負担はなく、国が 38.5%、県と市の公費負担がそれぞれ 19.25%、残りの 23.0%が 65 歳以上の第 1 号被保険者が負担する保険料で構成されます。

■介護予防・日常生活支援総合事業費



■包括的支援事業・任意事業費



※公費のうち、国の調整交付金は市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者(75歳以上の方)の割合や所得分布の状況により、変動する仕組みとなっています。

<素案>

(3) 介護給付等のサービスの見込み量・総給付費の算出

地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を用い、以下の手順によりサービス利用量、介護保険料の算定を行います。

第1号被保険者数、第2号被保険者数の推計

令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3か年と、令和22（2040）年度の被保険者数を推計



要支援・介護認定者数の推計

性別、年齢別、要支援・要介護度別の認定率をもとに、推計人口（第1号被保険者数・第2号被保険者数）を乗じて推計



施設・居住系サービスの利用者数の推計

介護老人福祉施設など施設サービス及び認知症対応型共同生活介護など居住系サービスの利用者数を、現在の利用状況、施設等の整備予定等を参考に推計



居宅介護サービス利用者数の推計

推計した要支援・要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を減じ、これにサービス受給率を乗じて推計



総給付費の推計

利用者数推計にサービス別・要介護度別の一人当たり給付額（実績からの推計）を乗じて推計



第1号被保険者保険料額の設定

総給付費をもとに標準給付費を推計、さらに標準給付費に地域支援事業費を加え、調整交付金と介護給付費準備基金の取崩額を加味して保険料基準額を算出
この基準額に段階別で定めている「所得段階別加入割合」を乗じて保険料を設定

2 介護保険給付費の見込み

(1) 介護給付費

■介護給付費の見込み

単位：千円

区分	第9期			合計	長期推計
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度		令和22 (2040)年度
居宅サービス					
訪問介護	480,942	480,287	466,347	1,427,576	464,649
訪問入浴介護	66,023	66,023	63,946	195,992	61,869
訪問看護	205,005	205,361	200,522	610,888	198,918
訪問リハビリテーション	19,852	19,852	19,852	59,556	19,852
居宅療養管理指導	48,893	48,891	47,678	145,462	47,424
通所介護	524,657	525,838	516,374	1,566,869	519,021
通所リハビリテーション	111,222	111,222	109,700	332,144	110,551
短期入所生活介護	201,144	199,834	195,555	596,533	194,076
短期入所療養介護（老健）	23,420	23,420	23,420	70,260	24,431
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	181,060	181,751	177,224	540,035	177,428
特定福祉用具購入費	5,257	5,257	5,257	15,771	5,257
住宅改修費	9,817	9,817	9,817	29,451	9,817
特定施設入居者生活介護	174,504	174,504	171,889	520,897	176,701
居宅介護支援	281,228	282,197	276,909	840,334	277,308
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	913	913	913	2,739	913
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	140,026	140,026	138,582	418,634	139,087
地域密着型通所介護	247,254	247,254	242,863	737,371	246,250
小規模多機能型居宅介護	216,671	213,409	213,409	643,489	214,827
認知症対応型共同生活介護	481,144	481,144	478,067	1,440,355	481,167
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	180,953	180,953	177,040	538,946	177,040
複合型サービス	0	0	0	0	0
施設サービス					
介護老人福祉施設	1,035,099	1,035,099	1,069,210	3,139,408	1,095,561
介護老人保健施設	658,213	658,213	658,213	1,974,639	656,104
介護医療院	4,339	4,339	4,339	13,017	4,339
介護給付費計（I）	5,297,636	5,295,604	5,267,126	15,860,366	5,302,590

<素案>

(2) 介護予防給付費

■介護予防給付費の見込み

単位：千円

区分	第9期				長期推計
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計	令和22 (2040)年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	1,596	1,596	1,596	4,788	1,596
介護予防訪問看護	17,614	17,614	17,374	52,602	16,731
介護予防訪問リハビリテーション	5,982	5,982	5,982	17,946	5,982
介護予防居宅療養管理指導	1,915	1,915	1,915	5,745	1,807
介護予防通所リハビリテーション	29,169	29,643	29,169	87,981	28,441
介護予防短期入所生活介護	465	465	465	1,395	465
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	14,264	14,334	14,123	42,721	13,628
特定介護予防福祉用具購入費	319	319	319	957	319
介護予防住宅改修費	2,942	2,942	2,942	8,826	2,942
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	14,894	14,949	14,728	44,571	14,231
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	695	695	695	2,085	695
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,742	4,742	4,742	14,226	4,742
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,618	5,618	5,618	16,854	5,618
予防給付費計（Ⅱ）	100,215	100,814	99,668	300,697	97,197

単位：千円

区分	第9期				長期推計
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計	令和22 (2040)年度
総給付費（Ⅰ）＋（Ⅱ）	5,397,851	5,396,418	5,366,794	16,161,063	5,399,787

<素案>

(3) 標準給付費

■標準給付費の見込み

単位：千円

区分	第9期				長期推計
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計	令和22 (2040)年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	5,397,851	5,396,418	5,366,794	16,161,063	5,399,787
特定入所者介護（予防）サービス費等給付額（財政影響額調整後）	136,894	137,257	135,942	410,093	135,579
高額介護（予防）サービス費等給付額（財政影響額調整後）	105,455	105,735	104,722	315,912	104,442
高額医療合算介護（予防）サービス費等給付額	15,894	15,894	15,768	47,556	15,704
審査支払手数料	5,864	5,864	5,817	17,545	5,794
標準給付費見込額（合計）	5,661,958	5,661,167	5,629,042	16,952,167	5,661,306

※単位未満は四捨五入により端数処理しているため、合計が合わないことがあります。

(4) 地域支援事業費

■地域支援事業費の見込み

単位：千円

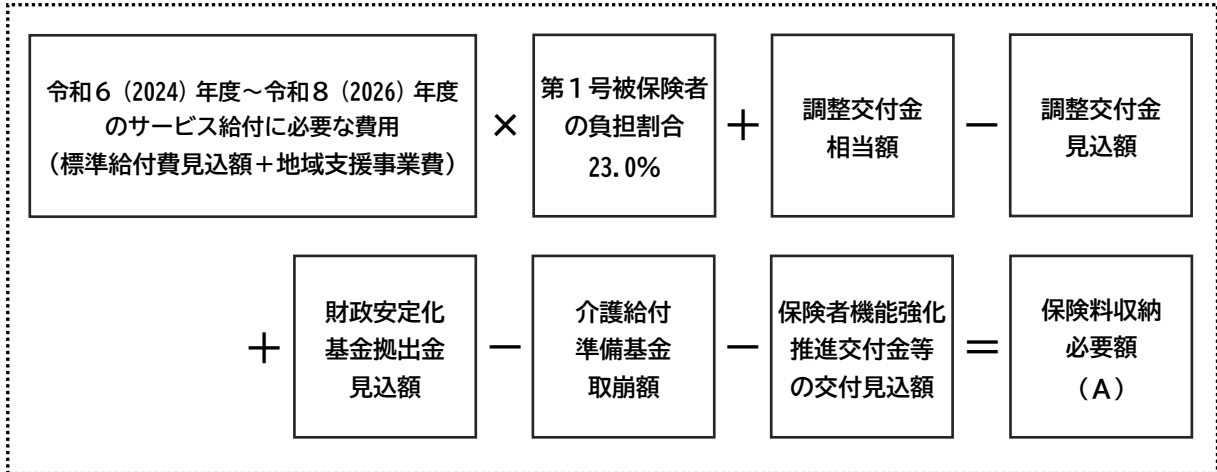
区分	第9期				長期推計
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計	令和22 (2040)年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	146,366	146,366	146,366	439,098	118,856
包括的支援事業・任意事業費	91,082	91,082	91,082	273,246	78,549
包括的支援事業費（社会保障充実分）	4,618	4,618	4,618	13,854	4,618
地域支援事業費（合計）	242,067	242,067	242,067	726,201	202,024

※単位未満は四捨五入により端数処理しているため、合計が合わないことがあります。

3 所得段階別保険料

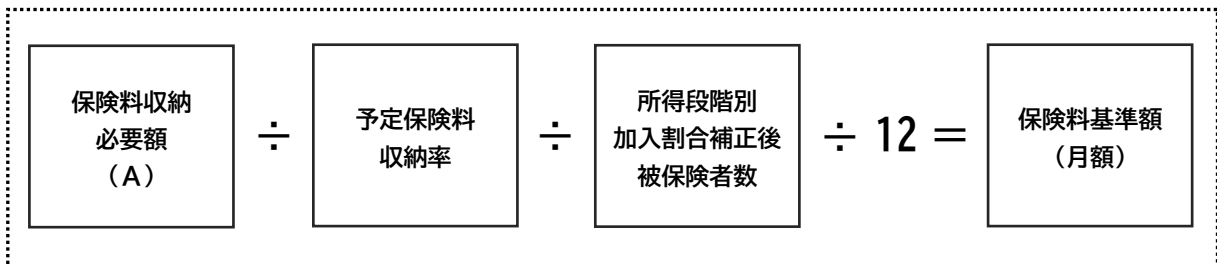
(1) 介護保険料収納必要額

保険料収納必要額は、次の方法で計算します。



(2) 保険料基準額

保険料基準額は、次の方法で計算します。



<素案>

■保険料基準額の算出

単位：千円

区分	第9期				長期推計
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計	令和22 (2040)年度
標準給付費見込額①	5,661,958	5,661,167	5,629,042	16,930,525	5,661,306
地域支援事業費②	242,067	242,067	242,067	726,200	202,024
介護予防・日常生活支援総合事業費③	146,366	146,366	146,366	439,099	118,856
包括的支援事業・任意事業費④	91,082	91,082	91,082	273,246	78,549
包括的支援事業(社会保障充実分)⑤	4,618	4,618	4,618	13,854	4,618
第1号被保険者負担分相当額⑥ ((①+②)×23%)	1,356,266	1,356,085	1,348,696	4,061,047	1,522,590
調整交付金相当額⑦ ((①+③)×5%※1)	290,056	290,016	288,410	868,481	288,647
調整交付金見込交付割合⑧ ((23%+5%)-(23%×⑨×⑩))	5.98%	5.82%	5.43%		5.62%
後期高齢者加入割合補正係数⑨	0.9427	0.9490	0.9660		0.9612
所得段階別加入割合補正係数⑩	1.0155	1.0160	1.0160		1.0155
調整交付金見込額⑪ ((①+③)×⑧)	346,906	337,579	313,213	997,698	324,440
財政安定化基金拠出金見込額⑫	0	0	0	0	0
介護給付準備基金取崩額⑬				225,000	-
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額⑭				30,000	-
保険料収納必要額⑮ (⑥+⑦-⑪+⑫-⑬-⑭)				3,681,830	-
予定保険料収納率⑯				99.00%	-
所得段階別加入割合補正後被保険者数⑰				51,224人	-
年額保険料⑱(⑮÷⑯÷⑰)				72,600円	-
月額保険料(⑱÷12)				6,050円	-

※端数処理をしているため計算が合わないことがあります。

※1 調整交付金割合

<素案>

第1号被保険者の保険料は、所得段階に応じて異なります。本市では、所得段階に応じて13段階に分けて、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度までの介護保険料を、次のとおり定めます。

基準月額 6,050 円(案)

■所得段階別保険料（案）

単位：円

所得段階	対象者		調整率	保険料 (月額)	保険料 (年額)	
第1段階	生活保護または老齢年金受給者		基準額 × 0.275	1,664	19,900	
	本人が市民税非課税	合計所得+課税年金収入 80 万円以下				
第2段階		合計所得+課税年金収入 80 万円超 120 万円以下	基準額 × 0.48	2,904	34,800	
第3段階		合計所得+課税年金収入 120 万円超	基準額 × 0.685	4,144	49,700	
第4段階		本人が市民税課税	合計所得+課税年金収入 80 万円以下	基準額 × 0.90	5,445	65,300
第5段階			合計所得+課税年金収入 80 万円超	基準額 × 1.00	6,050	72,600
第6段階		本人が市民税課税	合計所得 120 万円未満	基準額 × 1.20	7,260	87,100
第7段階			合計所得 120 万円以上 210 万円未満	基準額 × 1.30	7,865	94,300
第8段階	合計所得 210 万円以上 320 万円未満		基準額 × 1.50	9,075	108,900	
第9段階	合計所得 320 万円以上 410 万円未満		基準額 × 1.70	10,285	123,400	
第10段階	合計所得 410 万円以上 500 万円未満		基準額 × 1.90	11,495	137,900	
第11段階	合計所得 500 万円以上 590 万円未満		基準額 × 2.1	12,705	152,400	
第12段階	合計所得 590 万円以上 680 万円未満		基準額 × 2.3	13,915	166,900	
第13段階	合計所得 680 万円以上	基準額 × 2.4	14,520	174,200		

※年額保険料は月額金額に12を乗じて100円未満を切り捨てています。

基準月額、所得段階別保険料などは、令和5年12月22日現在の推計であり、国の法改正や報酬改定により見直すことがあります。

介護保険料の所得段階と調整率の比較

第8期 (R3年度～R5年度)		
所得段階	区分方法	調整率 (対基準額)
1	生活保護または 老齢福祉年金受給者 世帯全員非課税かつ 合計所得+課税年金収入80万円以下	<u>0.30</u>
2	世帯全員非課税かつ 合計所得+課税年金収入80万円超120 万円以下	<u>0.50</u>
3	世帯全員非課税かつ 合計所得+課税年金収入120万円超	<u>0.70</u>
4	世帯課税かつ本人非課税 合計所得+課税年金収入80万円以下	<u>0.93</u>
5 (基準額)	世帯課税かつ本人非課税 合計所得+課税年金収入80万円超	1.00
6	本人課税かつ合計所得120万円未満	<u>1.18</u>
7	本人課税かつ 合計所得120万円以上210万円未満	1.30
8	本人課税かつ 合計所得210万円以上320万円未満	<u>1.62</u>
9	本人課税かつ 合計所得320万円以上 400万円未満	1.70
10	本人課税かつ 合計所得 400万円以上	1.90

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒

第9期 (R6年度～R8年度) (案)		
所得段階	区分方法	調整率 (対基準額)
1	生活保護または 老齢福祉年金受給者 世帯全員非課税かつ 合計所得+課税年金収入80万円以下	<u>0.275</u>
2	世帯全員非課税かつ 合計所得+課税年金収入80万円超120 万円以下	<u>0.48</u>
3	世帯全員非課税かつ 合計所得+課税年金収入120万円超	<u>0.685</u>
4	世帯課税かつ本人非課税 合計所得+課税年金収入80万円以下	<u>0.90</u>
5 (基準額)	世帯課税かつ本人非課税 合計所得+課税年金収入80万円超	1.00
6	本人課税かつ合計所得120万円未満	<u>1.20</u>
7	本人課税かつ 合計所得120万円以上210万円未満	1.30
8	本人課税かつ 合計所得210万円以上320万円未満	<u>1.50</u>
9	本人課税かつ 合計所得320万円以上 410万円未満	1.70
10	本人課税かつ 合計所得 410万円以上500万円未満	1.90
11	本人課税かつ 合計所得 500万円以上590万円未満	<u>2.10</u>
12	本人課税かつ 合計所得 590万円以上680万円未満	<u>2.30</u>
13	本人課税かつ 合計所得 680万円以上	<u>2.40</u>

(注) 第9期 (R6年度～R8年度) (案) については、
国の法改正等に伴う変更があり得る。

1 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

本計画は、介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の生活を支え、健康で生きがいのある生活を営むことができるよう、総合的な支援に取り組む方針を示しています。

計画の推進にあたっては、計画の円滑な実施に向けて、庁内の関係各課との連携をとり、施策・事業の進捗管理等を行います。

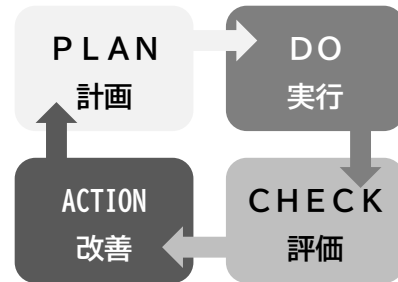
また、全市的な観点から本計画の推進や進行管理、見直しなどを行うため、医療機関、社会福祉法人などの関係機関とのきめ細かな連携を進めます。

(2) 計画の評価体制の整備

本計画に盛り込んだ各施策の進捗状況と本計画で定めた実施目標について、毎年度実績を把握し、次年度の活動につなげていくよう、PDCAサイクルを活用した評価体制を確立します。

また、本計画は恵那市介護保険運営協議会にて進行管理を行います。

■PDCAサイクル



(3) 「保険者機能強化推進交付金」等の活用

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、地域課題の分析を行い、改善につなげるなど、「保険者機能強化推進交付金」等の評価結果を活用します。そして、「保険者機能強化推進交付金」等を着実に獲得し、有効な活用に努めます。

(4) 計画の周知

本計画の内容について、ホームページや多様な媒体を通じ、市民、地域に公開し、積極的な情報発信に努めます。

また、支援を必要とする高齢者やその家族など周りの方が適切なサービスを受けることができるよう、庁内の関係各課や関係機関等と連携し、介護保険制度の周知・普及を促進します。